

広報

しんと

2022

7

No.617

CONTENTS

村からのお知らせ	2～10
・子育て世帯生活支援特別給付金について	
・後期高齢者医療の保険者証の更新について	
保健相談センター	11
暮らしの情報	12～13
カレンダー	14
話題あれこれ	15
イベント	16

子育て世帯生活支援特別給付金

問い合わせ先 厚生労働省コールセンター 0120-400-903 (平日午前9時から午後6時まで) 住民生活課 (26-2494 課直通)

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯分)

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている低所得のひとり親世帯に対して児童1人当たり50,000円を支給します。

【支給対象者】 次の①から③までのいずれかに該当する方

- ① 令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ② 公的年金等を受給していることにより、令和4年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

【支給額】 児童1人当たり一律50,000円

【申請方法】

- ・「支給対象者」のうち①に該当する方は申請不要
- ・「支給対象者」のうち②または③に該当する方は申請が必要です。該当のある方は役場担当までお問い合わせください。(申請期限 令和5年2月28日(火))

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の子育て世帯分)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、特に厳しい状況にある低所得の子育て世帯の生活を支援するため、児童1人当たり50,000円を支給します。

【支給対象者】 次の①②の両方に該当する方

- ① 令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合、20歳未満)を養育する父母等
- ② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の方または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

※ひとり親世帯の方も対象者になりますが、ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を受けた方は対象外となります。

【支給額】 児童1人当たり一律50,000円

【申請方法】

- (1) 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者(公務員除く)で住民税非課税の方は申請不要※振込時期は未定です。決定次第、対象者の方へ通知を送付します。
- (2) 上記以外の方(例:高校生のみ養育している方、収入が急変した方、公務員の方など)は申請が必要です。

申請が必要な方に関しては、場合によって必要書類が異なるため、詳細については役場担当までお問い合わせください。(申請期限 令和5年2月28日(火))

子育て世帯生活支援特別給付金 (榛東村独自の上乗せ分)

令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金の支給が決定した方へ、榛東村は低所得の子育て世帯の生活をより強く支援するため、独自に児童1人当たり30,000円を上乗せして支給します。

【支給対象者】

- ① 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給が決定した方
- ② 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の支給が決定した方

【支給額】 児童1人当たり一律30,000円

【申請方法】 申請は不要です。

- ① 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)の支給が決定した方については、群馬県から給付金(50,000円)が支給された後に、準備ができ次第、村から上乗せ分(30,000円)を支給します。
- ② 子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の子育て世帯分)の支給が決定した方については、村から給付金(50,000円)を支給する際に上乗せ分(30,000円)を合計して児童一人あたり80,000円を一括で支給します。

新型コロナウイルス感染症に係る国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がるなどした世帯に対し、国民健康保険税を免除または減額する制度があります。

対象世帯

- (1) 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
⇒保険税を全額免除
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入（以下「事業収入等」という）の減少があり、次の①～③の全てに該当する世帯
⇒保険税の一部または全額を減免
 - ① 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - ② 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が、1,000万円以下であること
 - ③ 減少した世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の所得の合計額が400万円以下であること

減免の対象となる保険税

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

受付期限

令和5年3月31日（金）まで

※制度改正等により変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。

申請方法

申請書、収入見込額計算書（税務課窓口設置）を記入のうえ、以下の書類を添付し、税務課へご提出ください。

「対象世帯(1)」に該当する場合

- 感染症により死亡またはり患したことがわかる書類（診断書等）

「対象世帯(2)」に該当する場合（以下のいずれかを提出）

- 令和3年分確定申告書第一表（収入金額が記載されていること）の控えの写し
※ 確定申告書に収入金額の記載がない場合は、収支内訳書または青色申告決算書の写し
- 給与収入の場合：令和4年1月から申請日直近までの給与明細書
- 事業収入の場合：令和4年1月から申請日直近までの収入がわかる帳簿、通帳等の写し
- 令和4年1月2日以降の転入者：上記のほか令和4年度所得証明書または令和3年分収入のわかる書類
- 事業等の廃止や失業した場合：事業等の廃止や失業について証明する書類

制度・運用に関するお問合せ：健康保険課 国民健康保険係 ☎26-2513

申請書提出先：税務課 国民健康保険税係 ☎26-2419



後期高齢者医療の保険者証を更新します

問い合わせ先 健康保険課 (☎26-2513 課直通)

問い合わせ先 群馬県後期高齢者医療広域連合 (☎027-256-7125)

後期高齢者医療に係る保険者証の更新

現在お使いの後期高齢者医療の保険証は、7月31日が有効期限です。8月1日以降にお使いいただく新しい保険証（水色／令和4年9月30日有効期限）は、7月中旬に発送しました。

また、**令和4年10月1日からお使いいただく保険証（だいだい色）は、9月中旬に発送します。**

自己負担の割合について・令和4年10月1日から2割負担が導入されます

保険証に記載される自己負担の割合は、同一世帯の被保険者の令和4年度の住民税課税所得により判定されます。

<令和4年8月1日から令和4年9月30日まで>（水色の保険証）

住民税課税所得	自己負担の割合
住民税非課税世帯	1割
課税所得145万円未満	
課税所得145万円以上	3割（現役並み所得者）

<令和4年10月1日以降>（だいだい色の保険証）

所得区分	住民税課税所得	自己負担の割合
低所得者Ⅰ・Ⅱ	○住民税非課税世帯	1割
一般Ⅰ	○同一世帯の被保険者が課税所得145万円未満	
一般Ⅱ	○同一世帯に被保険者が1人の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入 +その他の合計所得金額が200万円以上	2割
	○同一世帯に被保険者が2人以上の場合 住民税課税所得28万円以上かつ年金収入 +その他の合計所得金額が320万円以上	
現役並み所得者 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ	○同一世帯の被保険者が課税所得145万円以上	3割

なお、詳細については、保険証送付時に同封されているパンフレット『令和4年度後期高齢者医療制度のてびき』（ピンク色／5～8頁）または群馬県後期高齢者医療広域連合ホームページ（<https://www.gunma-kouiki/jp/>）をご参照ください。

～制度見直し（自己負担割合2割導入）の背景～

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。また、後期高齢者の医療費のうち、被保険者が窓口で支払う負担を除く4割は現役世代の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。現役世代の負担を抑えて国民皆保険を未来に繋いでいくため、自己負担割合の見直しが行われました。

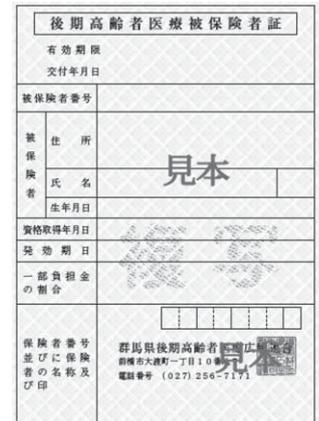
▼2割負担導入に関するご質問

群馬県後期高齢者医療広域連合専用コールセンター 電話 (027)331-9133

※令和4年10月1日以降の自己負担割合は、令和4年8月下旬頃から判定を行うことが可能になるため、**「自分が2割負担になるのか」等のお問い合わせについては、お答えできません。**

▼制度見直しの背景に関するご質問

厚生労働省コールセンター 電話 (0120)002-719



限度額適用・標準負担額減額認定証

現役並み所得者Ⅰ・Ⅱおよび住民税非課税世帯の被保険者は、保険医療機関等を受診する際に限度額適用・標準負担額減額認定証を窓口に表示すると、ひと月の同一保険医療機関等での支払いが高額になる場合、該当する所得区分の自己負担限度額までの支払いに抑えることができます。

この認定証は、毎年7月31日が有効期限です。新たに認定証の交付を希望する方は、8月中に健康保険課で認定証の交付申請をしてください。

なお、住民税非課税世帯で次の条件の全てに該当する方は、申請手続きを省略し令和4年8月1日から使用できる限度額適用・標準負担額減額認定証を新しい保険証に同封します。

- 前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け現在も該当している方
- 令和4年度も引き続き住民税非課税世帯である方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
有効期限 交付年月日	
被保険者番号	
住所	見本
氏名	
生年月日	
発効期日	
適用区分	
長期入院 該当年月日	保険者印
保険者番号 並びに保険者 の名称及び 印	群馬県後期高齢者医療広域連合 群馬市大渡町一丁目10番1号 電話番号 (027) 256-7171

短期保険証の交付

保険証の有効期限は通常1年間ですが、後期高齢者医療保険料の滞納により、通常より有効期限の短い保険証を交付する場合があります。また、特別な事情がなく納付状況が改善しない場合は、医療費が一時的に全額自己負担となる「資格証明書」を交付する場合があります。



国民健康保険 限度額適用認定証等の更新について

問い合わせ先 健康保険課 (☎26-2513 課直通)

国民健康保険の被保険者は、医療機関等を受診するときに限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証を医療機関の窓口に表示することで、医療費などの自己負担が限度額までとなります。

これらの認定証は、毎年7月31日が有効期限となり、8月1日以降は現在お使いの認定証を使用することができません。引き続き認定証を使用する方は、8月中に健康保険課で手続きを行ってください。

また、現在認定証をお持ちでない方で高額な医療費を支払う必要がある場合も、受診前に健康保険課で認定証の交付を受けてください。なお、保険税の納付状況により、認定証の交付ができない場合があります。



福祉医療費受給資格者証の更新について

問い合わせ先 健康保険課 (☎26-2513 課直通)

8月1日から、母子・父子家庭に該当する方の福祉医療費受給資格者証（ピンク色の医療券）の更新に伴い、現在お使いの受給資格者証は、8月1日以降使用することができなくなります。

対象者には、新しい受給資格者証を7月中に郵送しますので、手続きを行ったうえで、8月1日以降は、新しい受給資格者証を使用してください。

対象者

- 母子・父子家庭（18歳未満の児童を扶養している母子・父子家庭および18歳未満で父母のいない児童）

その他

- 現在お使いの受給資格者証は8月1日以降使用することができませんので、健康保険課へ返却してください。
- 勤務先（健康保険証）、住所などを変更した場合は、受給資格者証の更新手続きが必要ですので、保険証・受給資格者証をお持ちのうえ、必ず14日以内に健康保険課で更新手続きを行ってください。



令和4・5年度後期高齢者医療 保険料率が決まりました

問い合わせ先 健康保険課 (☎26-2513 課直通)

問い合わせ先 群馬県後期高齢者医療広域連合 (☎027-256-7116)

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年に一度見直すこととされています。令和4・5年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和4年第1回定例会において改正条例が可決され、次のとおり決定しました。

<保険料率>

	令和2・3年度		令和4・5年度
均等割額	43,600円	➔	45,700円
所得割率	8.60%		8.89%
賦課限度額	64万円		66万円

保険料率の引上げについて

後期高齢者医療給付費は、自己負担を除いた部分を、国・県・市町村からの負担金で約5割、現役世代からの支援金で約4割、残りの約1割を保険料によりまかなわれています。

今後2年間に見込まれる医療給付費等の費用と保険料等の収入をもとに保険料率を算定しますが、令和4年度・5年度は、団塊の世代の加入により、被保険者数が増加します。費用面では、医療給付費が増加し、収入面では、後期高齢者負担率(※)の増加により、現役世代からの支援金の割合が減少します。これにより、保険料でまかなうべき割合が増え、保険料率の引き上げになっています。

なお、財政収支上生じている剰余金を令和4年度および5年度の財源として見込み、保険料率の引き上げ幅を抑制しています。

※後期高齢者負担率…医療給付費における後期高齢者負担(保険料)の割合で、国が決定します。現役世代からの支援金(医療給付費の約4割分)を担う現役世代の人口が年々減少している中、現役世代1人当たりの負担の増加を緩和するため、世代間負担の公平性の観点から後期高齢者負担率が上昇しています。(令和2・3年度11.41%→令和4・5年度11.72%)

<医療給付費(医療費のうち、自己負担分を除く)の内訳図>



後期高齢者
負担率

賦課限度額の改正について

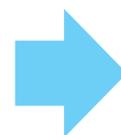
中間所得層の負担軽減を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、賦課限度額は66万円に引き上げとなりました。

所得が低い方に対する均等割額の軽減

令和4年度の軽減割合・該当条件は、令和3年度から改正はありません。

なお、保険料率（均等割額）の変更に伴い、軽減後均等割額が次のとおり変更になります。

軽減該当条件 (均等割額の軽減は、同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。)	令和2・3年度		令和4年度
	軽減割合	軽減後均等割額	
「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※1-1)」以下	7割	13,080円	13,710円
「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※1-1)+28万5千円×(世帯の被保険者数)」以下	5割	21,800円	22,850円
「43万円+10万円×(年金・給与所得者の数※1-1)+52万円×(世帯の被保険者数)」以下	2割	34,880円	36,560円



※1 「10万円×(年金・給与所得者の数-1)」の部分は年金・給与所得者の数が2以上の場合のみ計算します。年金・給与所得者の数は同一世帯の被保険者と世帯主のうち、以下のいずれかの条件を満たす人の数です。

- ・給与収入が55万円を超える人（給与収入のうち事業専従者給与分を除く）
- ・前年の12月31日現在65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える人
- ・前年の12月31日現在65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える人

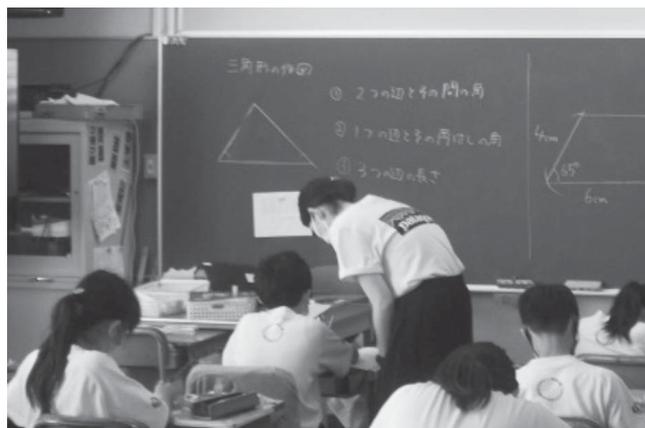


小学校に学習支援員を配置し学習環境向上を図りました

問い合わせ先 教育委員会事務局 (26-2762 局直通)

特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用した、学習支援員配置事業（教育、スポーツ及び文化に関する事業）は、児童の学習の習熟度に差が生じないように、個々に応じた指導方法の充実を図り、学習環境の向上を目的としています。

配置される学習支援員は、各学校の実情に応じて、授業時の教科指導支援補助、少人数指導時の支援補助等に従事します。



【事業概要】

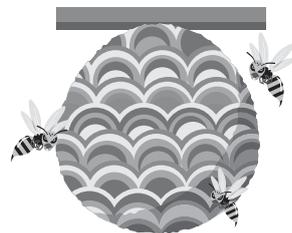
区分	児童数	普通学級	特別支援学級
北小学校	375人	13クラス	4クラス
	支援員 延べ 6人	授業時間 3,966時間	
南小学校	376人	13クラス	3クラス
	支援員 延べ 4人	授業時間 4,289時間	
事業費：10,109,770円（うち交付金：9,450,000円）			



スズメバチ駆除費補助金制度

問い合わせ先 問い合わせ先/住民生活課 (☎26-2494 課直通)

これからの季節はスズメバチの動きが活発になってきます、スズメバチの巣の駆除は非常に危険なので、専門業者（有料）へ依頼することをお勧めします。専門業者へ依頼した場合、村から費用の一部を補助します。



補助金額

駆除に要した費用の2分の1に相当する額
(1万円を上限とする)

対象

◇次のすべてを満たす方

- ・村内においてスズメバチが営巣している土地若しくは建物の所有者、管理者又は賃借する個人（国、地方公共団体及び事業者を除く。）
- ・駆除業者（ハチ等の駆除を業とする業者をいう。）によりスズメバチの巣の駆除を行った方

申請方法

◇駆除に要した費用の領収書に記載された領収日から起算して30日以内又は当該年度の3月31日までに、スズメバチ駆除費補助金交付申請書兼実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、提出してください。

- ・駆除に要した費用の領収書の原本
- ・駆除前と駆除後の状況写真
- ・その他村長が必要と認める書類



敬老会の開催についてのお知らせ

問い合わせ先 榛東村社会福祉協議会 (☎55-5294)

問い合わせ先 健康保険課 (☎26-2513 課直通)

今年度は敬老会を3年ぶりに開催します。

新型コロナウイルス感染予防のため参加対象者を縮小し、褒賞該当者（※）のみとします。

詳細については、対象者へ個別に8月上旬に通知します。

また、感染拡大状況によっては中止となる場合がございます。中止の場合は回覧及び対象者へ個別にお知らせします。

※褒賞該当者…白寿、米寿、ダイヤモンド婚、金婚等





関東大会等以上の競技大会に出場した方に奨励金を交付します

問い合わせ先 教育委員会事務局 (☎26-2765 局直通)

榛東村では、スポーツへの意欲を高め、競技力の向上を図るため、関東大会等以上の競技大会に出場した方に「奨励金」を交付します。

対象者

大会の開催日、奨励金交付申請日に「榛東村に住民登録がある方」で、対象となる大会に選手（補員、登録者を含む。）またはスタッフ（大会に登録された監督、コーチ及びマネージャーに限る。）として出場した方

対象となる大会

次の1～3に示す各要件を満たす必要があります。

1 出場資格

次のいずれかの方法により出場資格を得て出場した大会

- (1) 県大会等の予選会を経て出場
- (2) 大会の開催要項等で規定する標準記録等に到達して出場
- (3) 競技団体等の推薦または選抜を経て出場

2 出場した大会

次のいずれかの大会

- (1) 関東大会等（北関東大会、東日本大会等含む。）
- (2) 全国大会
- (3) 国際大会（3か国以上の国が参加する大会）

3 大会の主催者等

次のいずれかの団体が主催、共催または主管した大会

- (1) 文部科学省
- (2) 公益財団法人日本スポーツ協会または同協会加盟競技団体等
- (3) 公益財団法人日本オリンピック委員会または同委員会加盟競技団体等
- (4) 都道府県または都道府県教育委員会
- (5) 教育長が特に認める上記の団体以外の団体

奨励金の額

対象となる各種スポーツ競技大会		交付金額 (1人あたり)	限度額 (1回申請あたり)
関東大会等		5,000円	30,000円
全国大会		10,000円	50,000円
国際大会	オリンピック大会	30,000円	—
	その他の国際大会	20,000円	—

交付申請

申請に必要な書類を、大会の終了日から30日以内に教育委員会事務局に提出してください。

申請書等は、村ホームページに掲載しています。



大会等の結果をお知らせします

群馬県糸東会 空手道選手権大会

中学生	組手	優勝	笹本 雄斗	3・4年	組手	優勝	田中 詩織
		準優勝	村上 優芽			準優勝	笹本 将斗
		3位	清水 祥真			3位	新井 楓希
						4位	関 正宗
	形	優勝	笹本 雄斗		形	優勝	田中 詩織
		準優勝	村上 優芽			準優勝	笹本 将斗
		3位	清水 祥真			3位	関 正宗
5・6年	組手	優勝	尾形 和真	幼児1・2年	組手	優勝	金井 隆之介
		準優勝	田村 桃生			準優勝	尾池 初佳
		3位	清水 悠真			3位	金井 駿平
		4位	稲田 訓士				
	形	優勝	清水 悠真		形	優勝	尾池 初佳
		準優勝	尾形 和真			準優勝	金井 駿平
		3位	田村 桃生			3位	金井 隆之介
		4位	稲田 訓士				

7月新刊情報

南部コミュニティセンター図書室

問い合わせ先 南部コミュニティセンター (☎54-0488)

利用時間 午前8時30分から午後5時まで 休館日 毎週月曜日・祝日



おすすめ本

52ヘルツのクジラたち

町田 そのこ

52ヘルツのクジラとは、他の鯨が聞き取れない高い周波数で鳴く、世界で一頭だけのクジラ。

たくさんの仲間がいるはずなのに何も届かない、何も届けられない。そのため、世界で一番孤独だと言われている。

自分の人生を家族に搾取されてきた女性・貴瑚と、母に虐待され「ムシ」と呼ばれていた少年。孤独ゆえ愛を欲し、裏切られてきた彼らが出会い、新たな魂の物語が生まれる。



詩集絵本 友だちになれるあめ 日本作文の会編

いま、あなたはどんなきもちですか？
うれしい？ かなしい？ ふあんでいっぱい？
それとも、おおきなこえでさけびたいようなきもちでしようか？

この絵本の中には、いろいろなきもちが詩でつづられています。

いまのあなたのきもちにぴったりの詩をさがしてみてください。



書名	著者名	書名	著者名
春のこわれもの	川上 未映子	おすしやさんにいらっしやい	おかだ だいすけ
朱より赤く	窪 美澄	生きものが食べものになるまで	
香君 上・下	上橋 菜穂子	花咲小路二丁目の寫眞館	小路 幸也
古本食堂	原田 ひ香	おうさまのメロンはどこへいった	なかばやし みく
赤と青のエスキース	青山 美智子	保健室経由 かねやま本館1~4	松素 めぐり
あぶないときは、いやです、だめです、いきません。	清永 奈穂	しんぱいごとがありすぎます	工藤 純子
52ヘルツのクジラたち	町田 そのこ	ちちんぷいぷい	谷川 俊太郎
言葉を失ったあとで	信田 さよ子	けんかのたね	ラッセル・ホーバン
111本の木	リナ・シン	はたらく細菌1~7	吉田 はるゆき
捨てないパン屋の挑戦、しあわせのレシピ	井出 留美	詩集絵本 友だちになれるあめ	日本作文の会編
		チャレンジミッケへんてこりんなおみせ	ウォルター ウィック

保健相談センター

です

しんとう健康ダイヤル24
☎0120-077-005

24時間・年中無休 通話料・相談料無料

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

熱中症に気をつけましょう

新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用する機会が増えていますが、それにより、熱中症のリスクが高くなる可能性があります。

感染対策をしつつ、熱中症を予防しましょう。

■熱中症とは

熱中症は、高温多湿な環境に長くいることで、体の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもってしまう状態です。屋外だけでなく、就寝中や室内にいても発症することがあるので注意が必要です。

■熱中症の症状

めまいや立ちくらみ、こむら返り、頭痛、吐き気、倦怠感、けいれん、意識障害などが起こります。

■熱中症を予防するには

1 暑さを避ける

- ・感染症予防のために換気をしつつ、エアコンや扇風機等を利用して部屋の温度を調整しましょう。

- ・涼しい服装を心がけ、外出時は日傘や帽子を利用しましょう。
- ・暑い日や暑い時間帯の外出は避けましょう。

2 こまめに水分を補給する

- ・入浴前後や起床時など、こまめに水分を補給しましょう。
- ・特にマスクをつけている時は、のどの渇きを感じなくても水

分を補給しましょう。

3 適宜マスクをはずす

- ・屋外で十分な距離（2メートル以上）が確保できる場合はマスクをはずしましょう。
- ・マスクをつけている時は、激しい運動や負荷のかかる作業は避けましょう。

■熱中症の対処方法

熱中症は短時間で重症化し、対処が遅れると命に関わることもあります。適切な対応を心がけて重症化を防ぎましょう。

◇涼しい場所に移動する

涼しい室内や日陰に移動して、頭より足を高くした状態で安静に寝かせましょう。

◇衣類をゆるめて、体を冷やす

きついベルトやネクタイを外し、水や冷たいタオルなどで体を冷やしましょう。特に首や脇の下、足の付け根を冷やしましょう。

◇水分と塩分の補給

自分で水分摂取ができる場合は、冷たい飲み物（経口補水液やスポーツドリンク）で水分と塩分を補給しましょう。

◇必要に応じて医療機関を受診

や救急車を呼ぶ
症状が改善しない、意識がない、自分で水分摂取ができないなどの場合は、医療機関を受診したり、救急車を呼びましょう。

▼問い合わせ先

榛東村保健相談センター
☎70-8052

急病で救急車を要する場合は、迷わず「119番」

救急医療情報テレフォンサービス ☎0279-23-0099

夜間急患診療所（午後7時～10時、年中無休）☎0279-23-8899

休日当番医

		内科		外科		歯科	
8月	7日(日)	みゆきだ内科医院 (渋川) ☎60-6070	駒寄こども診療所 (吉岡) ☎55-5252	あだち整形外科 (渋川) ☎30-1170	北橘歯科診療所 (北橘) ☎52-3762		
	11日(祝)	ふるまき内科医院 (渋川) ☎25-8881	原沢医院 (伊香保) ☎72-2503	関口病院 (渋川) ☎22-2378	平形歯科医院 (渋川) ☎22-0953		
	14日(日)	斎藤内科外科クリニック (渋川) ☎22-1678	大井内科クリニック (吉岡) ☎30-5575	大滝クリニック (吉岡) ☎30-5800	船岡歯科医院 (渋川) ☎23-8211		
	21日(日)	井口医院 (渋川) ☎25-1100	榛東わかばクリニック (榛東) ☎20-5531	高野外科胃腸科医院 (渋川) ☎24-2454	清水歯科医院 (吉岡) ☎54-3413		
	28日(日)	中野医院 (渋川) ☎22-1219	竹内小児科 (吉岡) ☎30-5151	渋川医療センター (子持) ☎23-1010	宮下歯科医院 (渋川) ☎24-1939		

暮らしの 情報

お盆期間中の水道業者当番表

お盆期間中に漏水事故等が発生した場合は、次の指定工事店にご連絡ください。

月日	指定工事店	電話番号
8月11日(木)	浅見水道(株)	0279-54-4526
8月12日(金)	浅見水道(株)	0279-54-4526
8月13日(土)	(有)小林水道工事店	0279-54-3045
8月14日(日)	(株)清水水道	0279-54-5725
8月15日(月)	(株)タナカ設備工事	0279-54-2812
8月16日(火)	(株)タナカ設備工事	0279-54-2812

お知らせ
NEWS



教育委員会教育長の 任命について

令和4年第4回村議会臨時会での同意を得て、次の方が任命されました。

青木 芳弘 氏



■任期 令和4年7月1日から
令和6年5月28日

▼お問い合わせ先

教育委員会事務局
☎26-2762

教育委員会委員の任命について

令和4年第2回村議会定例会での同意を得て、次の方が任命されました。

小林 久行 氏



■任期 令和4年7月1日から
令和8年6月30日

人権擁護委員の任命について

令和4年7月1日付けで次の方が法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。

清水 秀夫 氏



▼お問い合わせ先

楽集センター
☎54-0031

防災行政無線を用いた 情報伝達試験の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた試験を行います。

■試験実施日時

令和4年8月10日(水)

午前11時ころ

■試験で行う放送内容

防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。

【放送内容】

上りチャイム音
「これは、Jアラートのテストです。」×3
「こちらは、ぼっさいしんとうです。」
下りチャイム音

借金のことで悩んでいませんか？ 無料相談会のお知らせ

■内容

◇弁護士または司法書士による債務整理相談

◇今後の生活のためのアドバイス(家計簿の付け方、生活の立て直し)

◇保健師などによるこころの悩みに対するアドバイス(不安やつらさへの対処の仕方)

■会場・日程

①県庁・8月20日(土)

◇受付時間

午後1時～午後2時30分

◇場所

群馬県庁 昭和庁舎35会議室

(前橋市大手町1-1-1)

▼お問い合わせ先

群馬県消費生活センター

☎027-223-3001

②渋川市・10月27日(木)

◇受付時間

午後5時30分～午後6時30分

◇場所

渋川市消費生活センター 渋川市石原6-1-1 渋川市役所第二庁舎1階)

▼お問い合わせ先

渋川市消費生活センター

☎0279-222-2325

■その他

事前予約制です。原則、開催日の1週間前までにお申し込み

みください

個人の借金に関するご相談が対象です。事業用資金は対象となりません。借金に関するご相談は随時受け付けています。

▼お問い合わせ先

県消費生活センター

☎027-223-3001

生活・就労相談会を開催します

生活に困窮している方のためのワンストップ(榛東村行政、ハローワーク、生活困窮者自立相談支援機関)での相談を左記により開催します。

■日時

令和4年8月23日(火)

13時30分から16時

■場所

福祉センターささえの家

ボランティア室

■その他

事前予約制となっています。

令和4年8月19日(金)まで

にご予約ください。(当日受付も可能ですが、お待ちいただくことがあります。)

▼お問い合わせ先(予約先)

榛東村社会福祉協議会

☎0279-55-5294

吉岡町社会福祉協議会

☎0279-25-7790

群馬県社会福祉協議会

☎027-212-0011

しんとう安全・安心メールにご登録を

市内の防災、防犯、火災、行政情報等を電子メールにて配信するサービスです。

登録は、空メールを送信して手続きを行ってください。登録ができない場合は総務課でお手伝いします。

ml.shinto@e-park.ne.jp

行政相談を開催します

■日時…8月19日(金)
午後1時30分～午後4時

■会場…衆集センター

■内容…国・県・市町村などの行政に関することについて、相談をお受けします。お気軽にご相談ください。



渋川地区広域市町村圏 振興整備組合職員採用 試験のお知らせ

■職種

一般行政職(一般事務、建築技師)および消防職(救急救命士有資格者を含む)

■採用予定人員(令和5年4月1日採用)

◇一般行政職(一般事務)若干人

◇一般行政職(建築技師)若干人

◇消防職 若干人

■受験資格

日本国籍を有し、次の職種別要件を満たす人(すべて令和5年3月卒業見込者を含む)

※地方公務員法第十六条の規定に該当する人(禁錮以上の刑に処され、その執行を終わるまでの者等)は、受験できません。

◇一般行政職(一般事務)

①平成5年4月2日以降に生まれた人

②大学卒業者、短期大学卒業者、高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者

◇一般行政職(建築技師)

①昭和63年4月2日以降に生まれた人

②大学卒業者、短期大学卒業者、高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者

③1級建築士の資格(免許登録)を取得している人

◇消防職

①平成8年4月2日以降に生まれた人

②大学卒業者、短期大学卒業者、高等学校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者

③消防官として職務遂行に必要な身体(四肢関節機能を含む)が健全であること

④採用後は渋川広域圏内に居住できること

※その他の要件もあります。

■試験日

◇第1次試験
9月18日(日)

◇第2次試験
渋川市勤労福祉センター

10月中旬以降予定

※第1次試験合格者に通知します。

■申込書配布場所

広域組合事務局総務課、消防本部総務課、渋川広域圏内各市町村役場

■申込方法

申込書、写真(6か月以内に

撮影・縦4cm×横3cm)、建築技師は免許証明書の写し、救急救命士は免許証の写しを広域組合事務局総務課または消防本部総務課へ直接提出

■申込期間

8月1日(月)から8月15日(月)まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

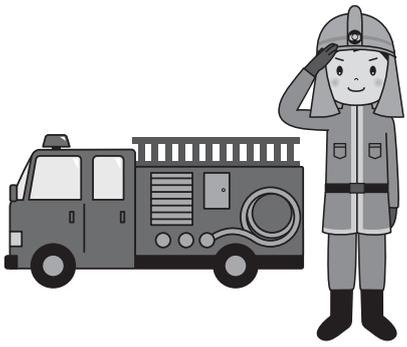
▼お問い合わせ先

事務局総務課

☎0279-62-5200

消防本部総務課

☎0279-25-4191



警察官募集

警察官B等採用試験を実施します。

■受験資格

◇試験区分 警察官B

平成元年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格に該当しない人

◇試験区分 警察官A

平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業または卒業見込みの人(同等の資格がある人も対象)

■受付期間

◇郵送

7月27日(水)～8月16日(火) ※消印有効

◇インターネット
7月27日(水)～8月15日(月)

※受信有効

▼お問い合わせ先

群馬県渋川警察署警務課

☎0279-23-0110

または最寄りの交番・駐在所まで



広報カレンダー 8月

日	月	火	水	木	金	土
31	1 ●保 9:30はつらつ教室 ●保 10:30はつらつ教室 ●保 13:30 健康相談	2	3 ●保 10:00 ヘルスアップ③	4 ●楽 9:00 夏休み子ども楽集すくーる ●保 9:30 はつらつ教室 ●保 10:30 おはなしアアイ	5 ●楽 9:00 夏休み子ども楽集すくーる	6
7	8 ●楽 9:00 夏休み子ども楽集すくーる ●保 9:30はつらつ教室 ●保 10:30はつらつ教室 ●保 13:30 健康相談	9 ●楽 9:00 夏休み子ども楽集すくーる ●音 10:00 障害福祉なんでも相談 ●保 13:00 3歳児健診	10 ●楽 9:00 夏休み子ども楽集すくーる ●保 13:15 2歳半のむし歯予防相談会	11 山の日	12 ●音 13:30 心配ごと相談 ●楽 14:00 七宝焼教室④	13
14 ●音 8:00 村長杯野球大会	15 ●保 13:30 健康相談	16	17 ●保 10:00 ヘルスアップ④ ●楽 13:30 人権相談	18 ●楽 9:30 はつらつ教室 ●保 9:30 すくすく教室 (栄養・母乳相談) ●保 10:30 すくすく教室 (ベビーマッサージ)	19 ●村 13:30 農地・農業者年金相談 ●音 13:30 行政相談 ●保 13:30 認知症予防講演会 ●楽 14:00 七宝焼教室⑤	20 ●音 9:00 休日わくわく教室
21	22 ●保 9:30はつらつ教室 ●保 10:30はつらつ教室 ●保 13:30 健康相談 ●村 15:00手話通訳者設置	23 ●保 13:00 2歳児健診	24 ●保 10:00 ヘルスアップ⑤	25 ●楽 9:30 はつらつ教室	26 ●音 13:30 無料法律相談 ●楽 14:00 七宝焼教室⑥	27
28 ●村 8:30 日曜税務窓口 ●村 9:00 マイナンバーカード交付申請窓口	29 ●保 9:30はつらつ教室 ●保 10:30はつらつ教室 ●保 13:30 健康相談	30	31 ●保 13:00 乳児健診	1	2	3

新型コロナウイルス感染症予防のため、各行事について中止や延期される場合があります。

※ふれあい館休館日

8月8日(月)、22日(月)

実施場所

- 村役場 ●保健相談センター ●ささえの家 ●中央公民館 ●南南コミセン ●ふれあい館 ●耳飾り館 ●児童館 ●しんとうスポーツアリーナ ●楽集センター ●総合グラウンド ●ふるさと公園 ●榛東中体育館

【有料広告欄】

家族の夢かなえる住まい
新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス
(本店) 榛東村広馬場 2207-1 (高崎支店) 高崎市中泉町 640-9

ぐん・せい建商(株)

フリーダイヤル **0120-266-110** <http://www.gunsei.com>

ぐんせい

長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

(有)羽鳥製材所

TEL.0279-54-5142

北群馬郡榛東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>

モデルハウス ぐんまの木の家「こもれび」 北群馬郡榛東村新井3252-5

健体康心!
美しき
緑走れり
夏料理

診療時間 / AM8:30~PM12:00
PM2:30~PM 7:00
休診日 / 日曜日・祝祭日・水曜日
(祝日のある週は水曜診療日)

榛東村新井1223-1
0279-25-8820

あおば歯科医院

いわくら榛東接骨院

でんわ 090-7426-4752

榛東村広馬場 873-2 サクシードヒルD.E 2 部屋分
駐車場はウラに多数有ります TEL0279-25-8666

※八ノ海道信号東に800m『小林新聞店さん』東100m左折すぐ

【交通事故/労災指定・保険接骨院】7時半まで受付 時間外予約可!

(^o^) コロナ対策徹底! 個室施術、最新エコーも完備 (^o^)

広告募集中

広告の掲載に関するお問い合わせは、役場総務課
(☎26-2195 課直通)へ

有限会社 群馬サポート

☎0279-54-2322 村内全域

- 浄化槽保守点検
- 浄化槽修理
- 浄化槽清掃
- 一般くみとり

榛東村長岡 939-1 お気軽に連絡ください。



デ・レイケトレッキング教室が開催されました

6月5日(日)、6月12日(日)、6月19日(日)の3日間に渡り、「榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会」による日帰りトレッキング教室が開催されました。希望した村民が参加し、歴史ある堰堤について説明を聞き、観賞しました。また、トレッキング教室開催の準備として、同会の人たちがデ・レイケ堰堤までの道中の草木の伐採や清掃を行いました。

普通救命講習会

6月11日(土)に普通救命講習会が開催されました。自治会から代表者の方が出席し、渋川広域消防署南分署の職員の方から講習を受けました。映像による講義のほか、人形やAEDを使用し、実践形式で講習が行われました。



社会を明るくする運動

7月1日(金)、社会を明るくする運動榛東村推進委員会が、内閣総理大臣等からのメッセージ伝達式を行いました。7月は、社会を明るくする運動強化月間です。犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人たちの更生について、理解を深めるために様々な活動が実施される予定です。

中学生の自転車マナーの向上を

7月6日(水)、榛東村交通安全会の石川会長と高橋女性部長が榛東中学校を訪れ、自転車のサドルやカバンに取り付けるLEDライトと交通安全のチラシを手渡しました。群馬県では交通安全条例が改正され、自転車保険の加入が義務になり、ヘルメット着用が努力義務となっています。



相馬原駐屯地納涼祭中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止に万全を期すため納涼祭は中止となりました。安全を第一に考慮しての対応のため、ご理解の程、よろしくお願いいたします。
(相馬原駐屯地)



榛東村ぶどう郷 8月1日から順次オープン

問い合わせ先 産業振興課 (☎26-2559 課直通)

8月1日から順次、榛東村の特産ぶどうの収穫シーズンが始まります。各農園でぶどう狩りが楽しめ、直売所では採れたてのみずみずしいぶどうが並びます。地元、榛東村ならではの“おいしいぶどう”を味わってはいかがでしょうか。

■営業期間…8月上旬～9月下旬

■営業時間…各農園により異なるため、ホームページをご確認ください。



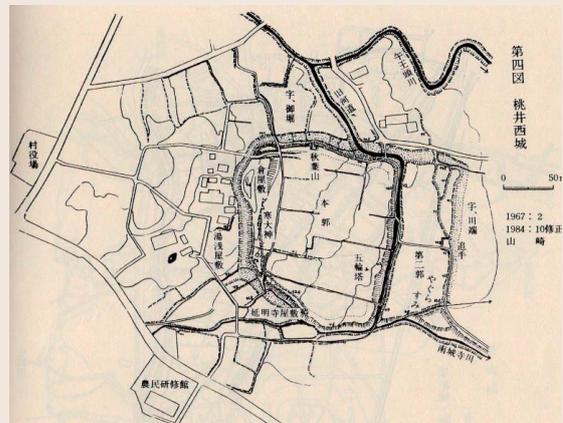
榛東村の史跡と文化財

桃井城 その1

中央公民館の北側一帯に、桃井城（桃井西城）^{もものいにしじろ}とよばれる場所があります。榛東村大字山子田字御堀の午王頭川と南城寺川の間にあたります。図は昭和59年頃の測量による周辺の地形を示しており、同じ年に榛東村教育委員会が実施した発掘調査（御堀遺跡）^{おほりいせき}の成果や、現在も一部の土塁が残っていることなどから、かつては東西約50メートル、南北約約170メートルの長方形の範囲に堀と土塁が巡っていたことが推測されます。

残念ながら、この桃井城が古代豪族の桃井氏の居住地であるかどうかは定かではありません。発掘調査でお堀と土塁の存在は確認できましたが、桃井氏が居住していたことを決定する事はできませんでした。

(耳飾り館 学芸員)



広報しんとう 令和4(2022)年7月号 No.617

発行:榛東村 編集:総務課
〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1
☎0279-54-2211 FAX 0279-54-8225
ホームページアドレス <https://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(6月末日現在)

総人口	14,614人(+ 8)
男	7,468人(+ 9)
女	7,146人(- 1)
世帯数	6,120戸(+ 4)

※ ()は対前月

編集だより

今月の表紙はデ・レイケ堰堤です。「榛名山麓のデ・レイケ堰堤を見守る会」の代表者の方に随行させていただき、撮影してきました。写真で見ると岩は大きく、また左右に広がっており迫力がありました。(中)